

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月27日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第7号

広島県警察の組織に関する規則及び警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第13条の4第5号中「子ども」を「子供」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高齢者虐待及び障害者虐待に関すること。

第13条の4に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)

第2条 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和35年広島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区 分	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警察本部	88	157	475	416	327	1,463	332	1,795
警 察 署	65	177	1,042	1,153	1,289	3,726	188	3,914
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

附 則

この公安委員会規則は、平成29年4月1日から施行する。